

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の大学入学共通テスト業務手当の支給に関する細則

平成26年 4月 1日  
規程第 107号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき、大学入学共通テスト業務手当（以下「入試手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入試手当の額)

第2条 給与規程第2条第3項第1号に定める入試手当の額は、別表に掲げる額とする。

(勤務命令簿の作成)

第3条 学長又はその委任を受けた者は、所定の勤務命令簿を作成し、職員に大学入学共通テスト業務を命ずるものとする。

(その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、入試手当に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年3月17日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

別表（第2条関係）

業務の区分	手当の額
大学入学共通テスト当日の業務に従事した時間が8時間以内の者	1日につき10,000円
大学入学共通テスト当日の業務に従事した時間が8時間を超える者	1日につき12,000円